

議案第124号

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出

甲府市長 橋 口 雄 一

特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例（昭和51年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の220」を「100分の225」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の国家公務員及び本市一般職の職員の給与改定等に鑑み、特別職の職員で常勤のものに支給する期末手当の支給割合の改定を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。